

平成23年度 林野関係税制改正予定事項

【新設要望項目】

- 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置の新設については、税制改正大綱において検討事項とされ、次のように整理。
「山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。」〔相続税、贈与税〕
- 地球温暖化対策のための税については、23年度に導入されることとされるとともに、税制改正大綱の「環境関連税制」において「森林吸収源対策」として次のように整理。
「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。」

【延長要望項目】

- 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を1年延長。〔所得税〕
- 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、本制度の対象となる金額は30億円（農林漁業関連業種。現行無制限）を限度とした上、適用期限を2年延長。〔所得税、法人税〕
- 森林組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を12%（現行16%）に引き下げた上、適用期限を3年延長。〔法人税〕
- （独）農林漁業信用基金等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5（現行1,000分の1）に引き上げた上、適用期限を2年延長。〔登録免許税〕